

陳情書

令和 8 年 8 月 18 日

瀬戸市議会議員 高島 淳 様

愛知県瀬戸市

憲法尊重擁護義務の徹底と憲法改正議論を拙速に進めないよう求める意見書を提出することを
求める陳情

1 陳情趣旨

日本国憲法第 99 条は、国務大臣、国会議員、公務員等に対し、憲法を尊重し擁護する義務を定めています。憲法は、国民の基本的人権や平和主義、国民主権など、日本社会の根幹を支えるものであり、その改正に関する議論は、十分な情報公開と国民的議論のもと、極めて慎重に進められるべきものです。近年、憲法改正に関する議論が進められる中で、国民の間には内容や影響について十分理解が広がっているとは言い難く、不安や懸念の声も存在しています。地方自治体においても、住民の生命・暮らし・権利を守る立場から、拙速な議論ではなく、憲法尊重擁護義務を踏まえた慎重な対応を国に求めることは重要であると考えます。

よって瀬戸市議会におかれましては、国に対し、憲法尊重擁護義務の徹底及び、憲法改正に関する議論を拙速に進めないよう求める意見書を提出していただくよう陳情いたします。

2 陳情事項

- 1 国に対し、日本国憲法第 99 条に定める憲法尊重擁護義務を徹底するよう求める意見書を提出すること。
- 2 憲法改正に関する議論については、拙速に進めないよう求める意見書を提出すること。

以上

8瀬議陳



憲法尊重擁護義務の徹底と憲法改正議論を拙速に進めないことを求める意見書（案）

日本国憲法は、国民主権、基本的人権の尊重及び平和主義を基本原理として定め、我が国の政治及び社会の根幹を成すものである。また、日本国憲法第 99 条は、国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員に対し、憲法を尊重し擁護する義務を定めている。

憲法は国民生活や権利保障に深く関わるものであり、その在り方について国民一人ひとりが十分な理解のもとで議論し判断できる環境を整えることが重要である。

近年、憲法改正に関する議論が様々な場で行われているが、憲法は国家の基本法であり、その改正については国民への十分な情報提供と丁寧な説明が不可欠である。

よって、国におかれては、下記事項について適切に対応されるよう強く要望する。

記

1 日本国憲法第 99 条に定める憲法尊重擁護義務を徹底し、憲法の理念及び原則を尊重した国政運営に努めること。

2 憲法に関する議論については、拙速に進めないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 月 日

瀬戸市議会議長 高島 淳

【提出先】

衆議院議長 森 栄介 殿

参議院議長 関口 昌一 殿

衆議院憲法審査会長 古屋 圭司 殿

参議院憲法審査会長 長浜 博行 殿